

# 生産緑地地区の一団要件が緩和されました！

本市において生産緑地地区の一団要件の緩和を令和3年4月1日に下記のとおり行いましたのでお知らせします。

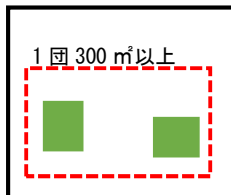
## ◆道連れ解除時における一団要件の緩和を行いました！

生産緑地の指定後、一団で300㎡を満たさなくなった場合において、同一又は周囲の街区に存在する生産緑地と合わせて面積の合計が300㎡以上あれば、生産緑地地区の指定が継続されることとなりました。（ただし個々の農地等の面積は100㎡以上とする。）

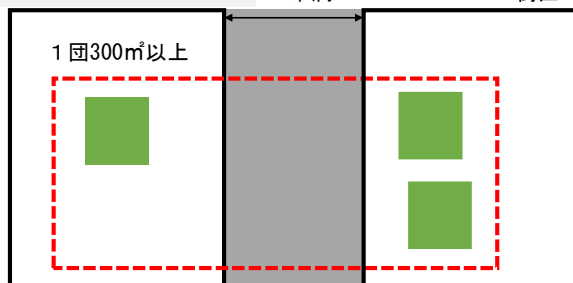
これまでは同一・隣接街区のみであり、はす向かいの街区は、合計面積に含めることはできませんでしたが、今回の緩和により、はす向かいの街区も周囲の街区としてみなされることになりました。

### ※一団要件の緩和(解除発生時)の例

街区A（同一街区の場合）

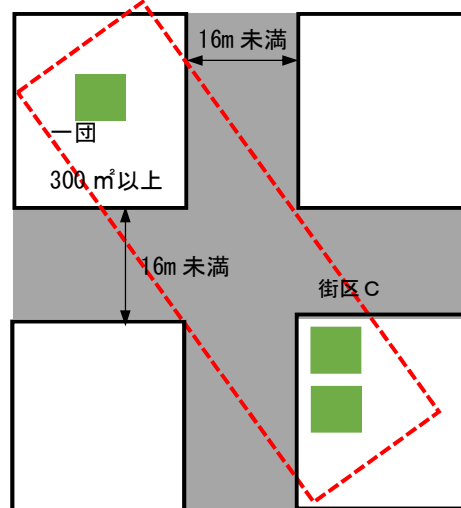


街区A（隣接街区の場合）



今回の緩和により、新たに一団要件に追加

街区A（はす向かいの街区）



※個々の農地等の面積は100㎡以上